

質問回答書

令和3年6月21日

入札参加業者各位

公立大学法人横浜市立大学

件名：公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
本館3階手術室改修工事

上記件名に係る契約について、次のとおり質問がありましたので、回答します。

担当 公立大学法人横浜市立大学
附属市民総合医療センター
経営企画課経営企画担当
電話 045-253-5322
メール u_keiki@yokohama-cu.ac.jp

質問	回答
〈質問1〉 A-19図 仮設間仕切りは引違い扉+化粧P B片面張り程度でよろしいでしょうか?またB種L GSとありますが、L GS一般材65スタッド程度でよろしいでしょうか。仮設用引違い扉は、新・旧手術ホールに面して2か所と考えておりますが、よろしいでしょうか?	〈回答1〉 仮設間仕切りの仕様については特記仕様に示すとおりです。なお、出入口扉等の仕様・個数・位置等は別途協議と致します。
〈質問2〉 工事費積算内訳の【撤去工事】において、天井仕上・下地撤去の詳細、部位表記をご教示ください。また、空調・衛生・電気の撤去範囲を図面で見る限り広範囲に見えますが、2階天井の解体も内訳数量に含まれておりますでしょうか?ご教示ください。	〈回答2〉 天井仕上・下地の撤去は工事費積算書の摘要欄に示すとおりです。部位表記は平面図に示す範囲のみとなります。 2階での天井解体は工事対象外とします。
〈質問3〉 別紙明細(建築)No.2養生において、「個別」、「複合」は2階と3階ということでしょうか?また、2階診察室-7の天井解体時は壁・床の養生も必要でしょうか?	〈回答3〉 工事費積算書の摘要欄に示す「個別改修」「複合改修」は公共建築工事標準単価積算基準の表記に準じています。2階での天井解体は工事対象外とします。
〈質問4〉 天井解体復旧の範囲はシャッター設置に伴う部分、および2階診察室-7部屋全体でよろしいでしょうか?ご教示ください。	〈回答4〉 A-19図、A-22図C-17(工事概要)：洗浄・汚物処理部工事に示されている天井部が工事対象となります。2階での天井解体は工事対象外とします。
〈質問5〉 天井面補修について、今回の手術ホール側天井は岩綿吸音板仕上げ補修、新手術室側の天井は化粧ケイカル板補修でよろしいでしょうか?ご教示ください。	〈回答5〉 ご理解のとおりです。なお、工事種別は岩綿吸音板は補修ではなく新設です。化粧ケイカル板は取り外し復旧に伴い必要な補修をお願いします。

<p>〈質問6〉</p> <p>壁面補修について、今回エリアの補修はPBおよびクロス補修、新手術室側の壁面は化粧ケイカル板補修でよろしいでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>〈回答6〉</p> <p>A-22図C-17（工事概要）をご確認ください。</p>
<p>〈質問7〉</p> <p>床長尺シート補修の範囲は、既存間仕切り撤去跡のみでよろしいでしょうか？図面グレー色での施工範囲と、工事費積算内訳数量が少ないようと思いますが内訳数量でよろしいでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>〈回答7〉</p> <p>ご質疑の図面グレーの範囲は床・天井施工面積と合致するものではありません。工事費積算書（内訳数量）に示すとおりです。</p>
<p>〈質問8〉</p> <p>リカバリーエリア補修は、天井カーテン撤去跡のビス穴補修程度でよろしいでしょうか？</p>	<p>〈回答8〉</p> <p>A-22図C-17（工事概要）をご確認ください。補修や復旧の程度の問題は、別途協議と致します。</p>
<p>〈質問9〉</p> <p>床補修工事について、タジマ：抗菌移動荷重用フロアは現在在庫が無く特注の為、生産最低ロットが100mになります。特注品対応での見積もりでよろしいでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>〈回答9〉</p> <p>設計図、設計書に示す基準を満たすものであれば同等品でも可とします。</p>
<p>〈質問10〉</p> <p>天井内の排煙ダクト撤去・更新工事を行うにあたり、排煙ダクト直下の既存天井を解体・開口した状態で作業可能でしょうか？ご教示ください。また、天井開口が可能な場合、排煙ダクト撤去・更新が完了するまで開口部を仮復旧状態での対応の可否をご教示ください。</p>	<p>〈回答10〉</p> <p>解体される洗浄汚物処理室から天井内 へ至るルートにて、排煙ダクト、ボックスの撤去、新設を行うこととします。支障のある場合は、別途協議と致します。</p>
<p>〈質問11〉</p> <p>設計図M-06で新設滅菌手洗い器には給湯配管が接続されていません。A-22の滅菌手洗い器詳細図には必要設備で給湯の記載があります。給湯配管の接続が必要かご教示ください。</p>	<p>〈回答11〉</p> <p>設計図、設計書に示す内容のとおりです。ご質疑の内容は別途協議と致します。</p>
<p>〈質問12〉</p> <p>設計図A-20から改修後はリカバリー室がなくなっていますが、同室に設置されているであろう天井立上げ、または壁付けの医療ガスアウトレットの撤去、天井・壁復旧について設計図上に記載がありません。医療ガス アウトレット撤去、天井・壁復旧等の可否についてご教示ください。</p>	<p>〈回答12〉</p> <p>医療ガス設備については、改修の対象としておりません。</p>
<p>〈質問13〉</p> <p>作業員休憩所として敷地内の空きスペースに仮設ハウスを設置することは可能でしょうか。平屋建て2間×3間程度</p>	<p>〈回答13〉</p> <p>仮設ハウスを設置することは可能です。なお設置場所や大きさについては別途協議と致します。</p>
<p>〈質問14〉</p> <p>3階壁貫通部のX8通り～X9通りにかけて仮設間仕切りを設置しますが、資材置場も兼ねて、X8通りから4～5m程度の位置とさせて頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>〈回答14〉</p> <p>設計図、設計書に示す内容のとおりです。なお、工事計画に関わる仮設間仕切りの設置位置等については、別途協議と致します。</p>

以上